

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年6月1日から同年7月1日まで、及び同年8月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年6月は15万円、同年8月から同年11月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月1日から同年12月1日まで

A株式会社で働いていた期間のうち、平成13年5月分（平成13年6月10日支払い）から同年8月分（平成13年9月10日支払い）までの期間の給与額は20万円で、同年9月分（平成13年10月10日支払い）から同年11月分（平成13年12月10日支払い）までの期間の給与額は、21万円だった。標準報酬月額を正しいものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の給与支給明細書において、平成13年6月は標準報酬月額15万円、同年9月には標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人が給与支給明細書を所持していない平成13年8月（平成13

年9月10日支払い)、同年10月(平成13年11月10日支払い)及び同年11月(平成13年12月10日支払い)について、同年8月及び同年10月は、申立人の申立期間に係る取引銀行の普通預金元帳により確認できる給与振込額(平成13年9月10日及び同年11月10日支払い)と同年9月(平成13年10月10日支払い)の給与支給明細書で確認できる差引支給額が一致していることから、同年9月と同額の厚生年金保険料(標準報酬月額20万円に相当)が控除されていたものと推認される。

さらに、平成13年11月については、当該元帳により確認できる給与振込額は、直前の3か月の給与振込額より高額となっていることから、少なくとも、同年9月及び10月の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料(標準報酬月額20万円に相当)と同額の保険料が控除されていたものと推認できる。

これらのことから、標準報酬月額については、平成13年6月は15万円、同年8月から同年11月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないため不明と回答しており、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、平成13年5月については、給与支給明細書において、控除されている厚生年金保険料に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いものであることが確認できることから、特例法による保険給付の対象とはならないため、あつせんは行わない。

また、平成13年7月については、普通預金元帳により確認できる給与振込額(平成13年8月10日支払い)は、その前後の給与振込額より高額となっており、A株式会社の事務担当者は、報奨金等が不定期に支給されていた旨を証言しているが、同社は当時の資料は無いと回答していることから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

さらに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与支給明細書等はなく、このほか厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の協同組合A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年8月までは15万円、同年9月は16万円、同年10月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年11月25日まで

平成14年4月から協同組合Aで勤務し、厚生年金保険に加入していたが、国（厚生労働省）側の記録では同年11月25日からの加入となっている。当時の給与支払明細表を持っており、14年4月分から同年10月分についても給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細表、事業主提出の賃金台帳、雇用保険加入記録（平成14年4月8日取得から16年3月31日離職まで）及び事業主からの回答により、申立人は、平成14年4月1日から継続して協同組合Aに勤務し、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

このことから、申立期間の標準報酬月額は、当該期間に係る給与支払明細

表及び賃金台帳の給与支給額並びに厚生年金保険料の控除額から、平成14年4月から同年8月までは15万円、同年9月は16万円、同年10月は15万円とすることが妥当である。

なお、株式会社Bでは、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が平成14年11月25日となっていることについて、「当時、担当者が届出を失念していた。」と回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る14年4月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から62年11月まで

A県で働いていたが、昭和58年8月にB県に戻り、仕事を探していたところ、新聞に募集広告が出ていたので、C事業所（適用事業所名称は、株式会社D）に直接面接に行き採用された。

C事業所からE事業所（適用事業所名称は、株式会社D）に異動したが、E事業所が閉店になったためC事業所に戻り、閉店するまで勤めた。自分を採用してくれた上司には厚生年金保険加入記録が有るのに、自分に無いのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び上司の証言から、申立人が申立期間当時、C事業所及びE事業所に勤務していたことは認められるものの、申立人の実際の勤務期間を特定できる証言等は得られない上、株式会社Dにおいて雇用保険加入記録が確認できた複数の同僚について、厚生年金保険加入記録と雇用保険加入記録は、おおむね一致しているところ、申立人には、同社における雇用保険加入記録が見当たらない。

また、申立人が入社した時期にC事業所で勤務していた同僚は、「申立人は関連会社の社長が連れてきた人だったので、申立人が所属する会社がどこになるのかが不明で、最初は厚生年金保険には加入していなかったはずだ。」と述べている。

さらに、株式会社Dと飲食店を共同経営し、C事業所及びE事業所を含む飲食店の従業員の人事、社会保険等の届出事務及び給料計算等を行っていた別会社の担当者は、C事業所及びE事業所等の従業員について、「当時は、給料が

あまり良くなかったので、厚生年金保険等の加入を希望しない旨を申し出た人は加入させていなかった。」と証言しているところ、株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、別の同僚等が正社員として勤務していたとして名前を挙げた複数の者は、厚生年金保険の加入記録が無く、このうちの一人は、自分の加入記録が無いことについて、「収入が少しでも多く欲しかったため、厚生年金保険には加入しなかった。」と述べていることから、当時、株式会社Dでは、全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと考えられる。

加えて、株式会社Dは、昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も高齢であることから、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできず、厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等は所持しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年11月1日まで

昭和37年4月にA株式会社に雇員（B係）として入社した。当初はC出張所、その後、D事業所で勤務し、38年4月からE事業所で勤務した。

給与からの厚生年金保険料控除については、給与明細書が無いので不明だが、入社したときから厚生年金保険に加入していたものと確信していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元役員及び複数の同僚等の証言から、申立人が、申立期間においてA株式会社に勤務していたことがわかるものの、勤務期間を特定できる証言等は得られなかった。

また、雇員として勤務していたと回答があった同職種の同僚3人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）は、雇員として勤務していた期間には厚生年金保険に加入していなかった旨証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、この3人が証言している入社時期と厚生年金保険の資格取得日は一致しておらず、最短で1年6か月、最長で2年8か月の期間について厚生年金保険に未加入となっていることから、A株式会社においては、B係として勤務していた雇員について、入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係るA株式会社における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致しているところ、雇用保険の記録を確認できた同僚7人のうち、5人について、雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は一致していることから、同社においては、雇用保険の届出に併せて厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

加えて、前述の同僚3人及び連絡の取れた別の同僚からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されている旨の証言は無い上、オンライン記録によれば、A株式会社は平成10年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録等の資料は得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等から総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案476

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月28日から59年11月10日まで
昭和51年10月1日から59年11月10日まで、有限会社Aで正社員として勤務しており、健康保険と厚生年金の保険料を給与より引かれていた。
昭和52年2月28日以降、区役所からも国民年金の加入通知は無く、会社からも厚生年金をやめたと言うことも聞いていないし、健康保険証も離職日まで使用していたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録（昭和51年10月1日取得から59年11月10日離職まで）及び同僚の証言から、申立人が、申立期間において有限会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立事業所は、昭和52年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、雇用保険の加入記録（昭和53年7月21日取得から57年3月15日離職まで、及び56年6月3日取得から59年10月31日離職まで）が確認できる二人については、雇用保険の加入期間において、厚生年金保険の加入記録は確認できない上、残り3人のうち厚生年金保険の加入記録が確認できる一人についても、申立人と同様、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時に資格喪失している。

また、当時の事業主は既に死亡していることから、証言等を得ることはできず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 9 日から同年 4 月 21 日まで

24 歳の時、比較的暇な冬期間を利用して出稼ぎに行くことにし、A島の会社で募集があり、B駅から、自分のほかに二人の同僚と一緒にいった記憶がある。

A島のC市という所を経由していった記憶はあるが、会社の場所や名前は思い出せないし、当時の給与明細書等も残っていないが、給与から年金の保険料が引かれて手取りが減っていたことだけは確かに記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 52 年 2 月 9 日取得から同年 4 月 20 日離職まで）から、申立人が、申立期間においてD株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、D株式会社は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していた従業員の名簿は存在するが、その名簿に申立人の記載が無いので、厚生年金保険を掛けていなかったと思われる。」と回答しており、連絡の取れた同僚からは、当時の従業員は 30 人くらいであったとの回答を得ているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる者は最少で 13 人、最多でも 14 人である上、これら全員について、加入期間は 1 年以上となっていることから、申立期間当時、同社では、雇用期間が短期の者は厚生年金保険に加入させておらず、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと考えられる。

また、申立人が一緒に勤務した同僚として記憶している二人には、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無く、このうち連絡の取れた一人は、申立

期間においては、雇用保険料のみが控除されていたと回答しており、厚生年金保険料を控除されていた旨の回答は得られなかった。

なお、申立人及び申立人が記憶している同僚二人についても申立期間において、国民年金に加入し国民年金保険料を納付している記録となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月15日から同年10月16日まで
株式会社Aには、雑誌の求人募集の広告を見て応募し採用され、B担当として勤務した。同社の事務担当者に確認したところ、給与から厚生年金保険料が控除されていたとのことなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言、並びに株式会社A提出の申立人に係る給与台帳（平成8年7月分から同年9月分まで）から、申立人が、申立期間当時において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、給与台帳において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、事業主は、「申立人は、平成8年7月から同年9月まで勤務していたが、当該期間は、本採用となる前の試用期間だった。申立期間当時、正社員希望者は、試用期間の3か月を経過した後、会社と本人との話し合いの上、本採用の正社員となり、社会保険及び雇用保険等の加入手続をしていた。」と回答している。

また、連絡の取れた同僚3人は、「2、3か月の試用期間があった。」と証言しており、このうち一人は、「試用期間中の給与は、時給制で支給されていた。社員となって、給与や社会保険関係等が正式に決まった。」と証言しているところ、給与台帳において、申立人に係る給与が時給制で支給されていることが確認できることから、申立人は、本採用の正社員となる前に退職したため、厚生年金保険には加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案479

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月20日から47年5月1日まで
② 昭和47年5月1日から同年10月21日まで

社会保険事務所(当時)に行き、厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給した記録となっていると聞かされた。

昭和48年*月の出産近くまで働いており、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和47年12月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。